

氷川町
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2021年3月

熊本県氷川町

目次

1. 計画策定の背景	2
(1) 地球温暖化問題	2
(2) 地球温暖化に対する取り組み	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲.....	3
(3) 対象とする温室効果ガス.....	4
(4) 基準年度・計画期間	5
3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	5
(1) 基準年度の温室効果ガス排出量	5
(2) 要因別の排出状況	6
(3) 削減目標	7
4. 目標達成に向けた取組	7
(1) 基本方針	7
(2) 取組内容	7
①全職員共通の取組	
②施設管理等での取組	
③公共事業における環境配慮の推進	
④家庭や地域での環境保全行動の実践	
5. 推進・点検体制	13
(1) 推進・点検体制	13
(2) 職員の意識向上の取組	13
(3) 実施状況の公表	13

1 計画策定の背景

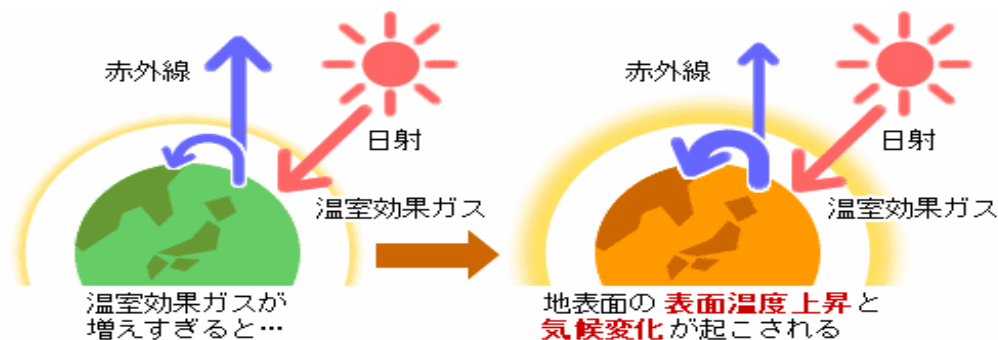
(1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

【 地球温暖化のメカニズムと原因 】

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からも熱が放射されます。大気に含まれる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスは、この熱を一部吸収し、再び地表に跳ね返しています。そのおかげで地球の平均気温は約1.5℃と人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、19世紀以降、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などの化学燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度は増加し、熱の吸収が多くなったため地球表面の温度が上昇しています。



(2) 地球温暖化に対する取組み

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下地球温暖化対策推進法）という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、

その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

加えて、2019年12月に蒲島郁夫熊本県知事が「2050年CO₂排出実質ゼロ」を宣言し、続いて2020年10月には菅義偉首相が同様の宣言をしたことで、我が国が一丸となって脱炭素社会構築に向けた歩みをすすめるに至っています。このことを受けて今後、目標値が改定されることになると思われますので、その点については留意してまいります。

<各国の温室効果ガス削減目標>

各国の削減目標 国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋		
中国	2030年までにGDP当たりの排出を60-65%削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005年比
EU	2030年までに40%削減	1990年比
インド	2030年までにGDP当たりの排出を33-35%削減	2005年比
日本	2030年度までに26%削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比
ロシア	2030年までに70-75%に抑制	1990年比
アメリカ	2025年までに26-28%削減	2005年比
平成27年10月1日時点		

2 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。

町は、地域における様々な施策や事業を行う行政としての役割のほか、事業者・消費者としての性格を併せ持っており、その事務事業が地域経済に与える影響は少なくありません。

町は、そのような状況を認識し、地球温暖化をはじめとした環境問題に配慮した行動を全庁的に率先して実践することにより、自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスを削減するなど、環境負荷の低減を図るとともに、町民・事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進することを目的とします。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

(対象施設一覧)

所 属		備 考
本 庁 等	総務課	公用車
	企画財政課	本庁舎、野津交流館、公用車
	税務課	公用車
	町民課	健康センター、公用車
	福祉課	常葉保育所、竜北福祉センター、宮原福祉センター、公用車
	農業振興課	農産加工研修センター、物産館、公用車
	農地課	公用車
	建設下水道課	公用車
	出納室	
	議会事務局	
振興局	地域振興課	庁舎、まちづくり情報銀行、ウォーキングセンター、伝承館、公用車
教 育 委 員 会	学校教育課	教育庁舎 小学校：宮原小学校、竜北西部小学校、竜北東小学校 中学校：氷川中学校、竜北中学校 給食センター、公用車
	生涯学習課	文化センター、氷川町公民館、体育館、竜北歴史資料館、図書館、 公用車

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げられた温室効果ガスは、①二酸化炭素 (CO₂)、②メタン (CH₄)、③一酸化二窒素 (N₂O)、④ハイドロフルオロカーボン (HFC)、⑤パーフルオロカーボン (PFC)、⑥六ふっ化硫黄 (SF₆)、⑦三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類です。このうちパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、活動量の把握が技術的に困難であることから本計画の算定としません。

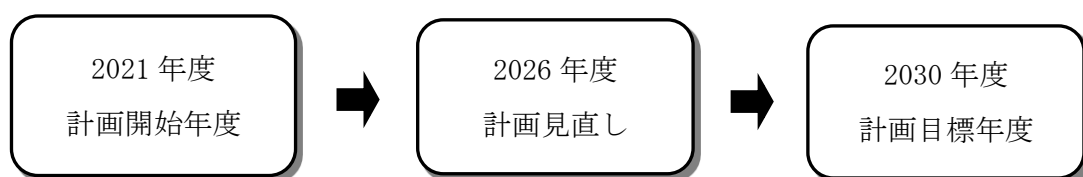
温室効果ガス	主な人為的発生源	本計画対象
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、燃料 (ガソリン、灯油、ガスなど) の使用 廃棄物の焼却	○
メタン (CH ₄)	自動車の走行	○

	廃棄物の焼却 下水・し尿の処理	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行 廃棄物の焼却 下水・し尿の処理	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒	○
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、使用、廃棄	×
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガスに使用	×
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチング	×

(4) 基準年度・計画期間

国の「地球温暖化対策計画」（基準年：2013年度、中期目標年度：2030年度）を踏まえ、本計画においても、基準年度を2013年度、計画期間を2021年度から2030年度までとします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行うものとし、中間目標年度として2026年度に計画の見直しを行う。



3 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

氷川町の事務・事業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量は、基準年度である2013年度において、1,749,353kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,749,353kg-CO ₂

(2) 要因別の排出状況

基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴う排出量が全体の約68%と最も多く、次いで灯油の使用に伴う排出量が約22%を占めています。

調査項目		単位	活動量 (A)	ガス	排出係数 (B)	排出量 (A×B)	温暖化 係 数	二酸化炭素 換 算
燃料 の 使用	ガソリン	リットル	164	CO ₂	2.320	380.48	1	380.48
	灯油		156,173		2.490	388,870.8		388,870.77
	軽油		0		2.620	0		0
	A重油		43,040		2.710	116,638.4		116,638.4
	液化石油ガス(LPG)	kg	15,414.6		3.000	46,243.8		46,243.8
電気の使用に伴う排出		kwh	2,146,560		0.555	1,191,341		1,191,340.8
自動車 の 走行	ガソリン	乗用車(普通・小型)	5,480.74	CH ₄	0.000010	0.054807	21	1.1509554
				N ₂ O	0.000029	0.158941	310	49.2718526
		乗用車(バス)		CH ₄	0.0000350	0	21	0
				N ₂ O	0.0000410	0	310	0
		乗用車(軽)	2,687.49	CH ₄	0.0000100	0.026875	21	0.5643729
				N ₂ O	0.0000220	0.059125	310	18.3286818
		普通貨物車	2,284	CH ₄	0.0000350	0.07994	21	1.67874
				N ₂ O	0.0000390	0.089076	310	27.61356
		小型貨物車	705.11	CH ₄	0.0000150	0.010577	21	0.22210965
				N ₂ O	0.0000260	0.018333	310	5.6831866
	軽貨物車	1,957.8	CH ₄	0.0000110	0.021536	21	0.4522518	
			N ₂ O	0.0000220	0.043072	310	13.352196	
	特殊貨物車	764.28	CH ₄	0.0000350	0.02675	21	0.5617458	
			N ₂ O	0.0000350	0.02675	310	8.292438	
	軽油	乗用車(普通・小型)	536.18	CH ₄	0.0000020	0.001072	21	0.02251956
				N ₂ O	0.0000070	0.003753	310	1.1635106
		乗用車(バス)	1,246.69	CH ₄	0.0000170	0.021194	21	0.44506833
				N ₂ O	0.0000250	0.031167	310	9.6618475
		普通貨物車	0	CH ₄	0.0000150	0	21	0
				N ₂ O	0.0000140	0	310	0
小型貨物車		115.11	CH ₄	0.0000076	0.000875	21	0.01837156	
			N ₂ O	0.0000090	0.001036	310	0.3211569	
特殊貨物車		0	CH ₄	0.0000130	0	21	0	
			N ₂ O	0.0000250	0	310	0	
下水道処理量		m ³	84,319	CH ₄	0.0008800	74.20072	21	1,558.21512
				N ₂ O	0.0001600	13.49104	310	4,182.2224
温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算排出量)合計(kg)								1,749,353.49

(3) 削減目標

2013年度を基準年として、計画期間の最終年度である2030年度の二酸化炭素排出量を、26.0%削減することを目指します。

区 分	基準年度排出量 (2013年度)	削減目標	目標年度排出量 (2030年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,749,353kg-CO ₂	26.0%	1,294,521kg-CO ₂

4 目標達成に向けた取組

(1) 基本方針

本計画に掲げた目標を達成するため、温室効果ガスの排出量削減を目的とした取り組みを進めるための項目は、次のとおりとします。ここに掲げる取り組みは、町の事務及び事業の実施に当たっての様々な場面、行動において当てはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取り組みの徹底を目指します。

(2) 取組内容

	項目	①全職員共通の取組	②施設管理等での取組
省エネルギーの推進	電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減	<input type="checkbox"/> 照明のこまめな消灯 <input type="checkbox"/> OA機器等のこまめな節電 <input type="checkbox"/> エレベーターの利用自粛 <input type="checkbox"/> 冷暖房の効率的使用 <input type="checkbox"/> クールビズ等の実施 <input type="checkbox"/> 給湯設備の適切な使用	<input type="checkbox"/> 建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 <input type="checkbox"/> 使用量の把握 <input type="checkbox"/> 空調設備の適切な管理 <input type="checkbox"/> 照明機器の管理及び省エネ機器への転換 <input type="checkbox"/> 備品等の見直し及び適切な管理 <input type="checkbox"/> 緑化の促進
	ガソリン・軽油の使用の節減	<input type="checkbox"/> エコドライブ等の実施 <input type="checkbox"/> 自転車等の利活用	<input type="checkbox"/> 運行管理の徹底 <input type="checkbox"/> 低燃費、低排出ガス車等の導入
省資源の推進	水使用の節減	<input type="checkbox"/> 効率的な利用及び節水への取組	<input type="checkbox"/> 建設・改修・設備更新等の計画の際の取組 <input type="checkbox"/> 節水の取組
	用紙使用の節減	<input type="checkbox"/> 電子媒体の活用 <input type="checkbox"/> 会議資料等の減量化 <input type="checkbox"/> 印刷方法等の工夫	<input type="checkbox"/> コピー機器の管理等
	廃棄物の抑制	<input type="checkbox"/> 発生抑制・再使用・再生利用	<input type="checkbox"/> 発生抑制・再使用・再生利用 <input type="checkbox"/> 発生量・資源化量等の把握
グリーン購入の推進	<input type="checkbox"/> 環境物品等の使用	<input type="checkbox"/> 環境物品等の合理的な購入	

③公共事業における環境配慮の推進
<input type="checkbox"/> 環境に配慮した計画及び工夫による公共事業の実施 <input type="checkbox"/> 再生資源使用の促進
④家庭や地域での環境保全行動の実践
<input type="checkbox"/> マイカー等の使用自粛 <input type="checkbox"/> 家庭内での省エネルギー・省資源の取組の実践

①全職員共通の取組

<省エネルギーの推進>

電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減
<input type="checkbox"/> 照明のこまめな消灯 <ul style="list-style-type: none"> ・必要のない照明はこまめに消灯する ・勤務時間外（昼休みなど）は照明を消灯する ※必要なエリアのみ点灯 ・会議室、トイレなどは使用時のみ点灯する ・計画的な業務執行による時間外勤務の短縮、ノー残業デーの励行
<input type="checkbox"/> OA機器等のこまめな節電 <ul style="list-style-type: none"> ・OA機器は省エネモードに設定する ・長時間にわたって離席するときや勤務時間外（昼休みなど）は、使用しないOA機器の電源をオフにする。
<input type="checkbox"/> エレベーターの利用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの利用は控え、階段を利用する
<input type="checkbox"/> 冷暖房の効率的な使用 <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の効率化のために遮光ブラインドやカーテンを活用する ・冷暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める ・室温を適正温度に管理する（冷房時 28℃、暖房時 20℃） ・空調機器を定期的に整備、清掃、点検する
<input type="checkbox"/> クールビズ等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ室温に対応した能率的な服装（クールビズ、ウォームビズ）を実施する
<input type="checkbox"/> 給湯設備の適切な使用 <ul style="list-style-type: none"> ・元栓を適正に管理する ・給湯、調理設備使用時は、炎をこまめに調整する
ガソリン・軽油の使用の節減
<input type="checkbox"/> エコドライブ等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速は避け、加減速の少ない定速走行を心がける

- ・タイヤの空気圧の調整など車両の定期的な点検、整備を実施する
- ・不要な荷物を積まない
- ・カーエアコンの効率的な利用を心がける
- ・合理的な走行ルートを選択、効率的な運転に努める
- ・低燃費車や低排出ガス車を優先的に使用する

自転車等の利活用

- ・近距離移動については、できるだけ徒歩または自転車を利用する
- ・公共交通機関や乗り合わせを活用した通勤に努める

<省資源の推進>

水使用の節減
<input type="checkbox"/> 効率的な利用及び節水への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・水を出しっぱなしにしないなど、日常的な節水を励行する ・マイボトルなどを携帯する ・洗車時は、バケツを使用するなど洗車方法の改善や回数を削減する
用紙使用の節減
<input type="checkbox"/> 電子媒体の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・グループウェア、庁内LANの活用によりペーパーレス化に努める ・電子メールを有効活用する ・FAXの送信票は省略する <input type="checkbox"/> 会議資料等の減量化 <ul style="list-style-type: none"> ・簡潔明瞭な文書、資料を作成し、ページ数や部数を必要最小限とする ・事前に配布した資料は、原則として再配布しない <input type="checkbox"/> 印刷方法等の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷、片面使用済用紙の裏紙使用を徹底する ・縮小コピーや集約印刷を活用する ・ミスコピーを減らす ・使用済みカレンダーやポスター等は、メモ用紙や名刺などに使用する ・使用済み封筒、不要紙、ファイル、付箋紙等は再利用する
廃棄物の抑制
<input type="checkbox"/> 発生抑制・再使用・再生利用 <ul style="list-style-type: none"> ・不必要な資料、チラシ等の受取りは自粛する ・適切な在庫管理、調整により、物品を計画的に購入する ・使い捨て商品の購入、使用を自粛する ・物品等は長期使用に努める ・事務用品や備品等の故障、不具合の際には、原則、修繕して再使用する

- ・ファイル等は繰り返し使用する
- ・シュレッダーは原則として使用せず、個人情報記載の用紙等は、日本製紙（株）八代工場への直接搬入の機会に排出する
- ・私用のごみは持ち込まず、発生した際は持ち帰る
- ・プラ製容器包装など、資源物の分別を徹底する
- ・イベント等を行う場合には、会場内にリサイクルボックスの設置を検討する

<グリーン購入の推進>

環境物品等の使用

- ・事務用品等は、省エネ製品及び詰め替え可能製品など環境負荷の少ない物品やサービスの調達及び使用に努める

②施設管理等での取組

<省エネルギーの推進>

電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減

建築・改修・設備更新等の計画の際の取組

- ・太陽光発電システム等、再生可能エネルギー設備の導入に努める
- ・省エネルギー、高効率の電気・機械設備の導入に努める
- ・LED照明や省エネ型の照明器具を導入する
- ・断熱性の高い材料の採用及び構造の整備に努める
- ・敷地内、屋上及び壁面（窓際）の緑化に努める

使用量の把握

- ・個別のメーターの設置などにより、正確な使用量の把握及び管理に努める

空調設備の適切な管理

- ・冷暖房は、運転基準や運転時間を厳守し、時間外勤務は自粛する
- ・燃料運転が可能な場合は、環境負荷の少ない燃料に転換する
- ・空調機器やボイラー等は、定期的な点検・整備及び適正な運転管理を行う
- ・送風機等の補助空調を活用し、全体で適正温度になるよう努める

照明機器の管理及び省エネ機器への転換

- ・LED照明や省エネ型の照明器具を導入し、個々に点消灯できる装置の設置に努める
- ・照明器具の清掃や蛍光灯の適正な時期での交換を実施する

備品等の見直し及び適切な管理

- ・テレビ、冷蔵庫、電気ポット等の利用実態の調査と適正配置に努める
- ・OA機器の省エネ型への変更及び台数の削減と適正配置に努める

<input type="checkbox"/> 緑化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内、屋上及び壁面（窓際）の緑化に努める ・敷地内の緑地の適正な維持管理に努める
ガソリン・軽油の使用の節減
<input type="checkbox"/> 運行管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・走行距離、燃料使用量の実態把握と改善に努める <input type="checkbox"/> 低燃費、低排出ガス車等の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の購入時には、ハイブリッドカー及び電気自動車などの低公害車や低燃費車を導入するよう努める

<省資源の推進>

水使用の節減
<input type="checkbox"/> 建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・節水設備、雨水利用システムの導入に努める <input type="checkbox"/> 節水の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・節水コマなどの節水機器を導入する ・漏水等の定期的な点検を実施する ・調整弁やフラッシュバルブを活用し、適切な水圧及び水量の調整に努める ・水使用量の把握及び設備の適正管理に努める
用紙使用の節減
<input type="checkbox"/> コピー機器の管理等 <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機やプリンター等の集中管理を徹底し、台数の見直しに努める ・用紙使用量の把握及び管理に努める
廃棄物の抑制
<input type="checkbox"/> 発生抑制・再使用・再生利用 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な在庫管理、調整により、物品を計画的に購入する ・使い捨て商品の購入、使用を自粛する ・物品等は長期使用に努める ・事務用品や備品等の故障、不具合の際には、原則、修繕して再使用する ・シュレッダーは原則として使用せず、個人情報記載の用紙等は、日本製紙（株）八代工場への直接搬入の機会に排出する ・資源物の分別を徹底する <input type="checkbox"/> 発生量・資源化量等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生量及び資源化量等の把握に努める

- ・廃棄物の分別、保管施設の設置及び管理に努める

<グリーン購入の推進>

環境物品等の合理的な購入

- ・購入量の抑制を踏まえた合理的な環境配慮物品を購入する
- ・OA機器等のリース更新の際は、省エネ型製品の導入する

③公共事業における環境配慮の推進

公共事業における環境配慮の推進

- ・環境に配慮した計画及び工法による公共工事を実施する
- ・再生資材等の使用を促進する

④家庭や地域での環境保全行動の実践

マイカー等の使用自粛

- ・マイカー使用の自粛に努める
- ・イベントや会議等を開催する場合、参加者や来庁者に対して、相乗り等での参加や駐車場等でのアイドリング・ストップを要請する
- ・移動手段として、自転車の活用を図る
- ・公共交通機関での来場を推奨する

家庭や地域での省エネルギー・省資源の取組の実践

- ・家庭内での省エネルギー・省資源の取組を実践する
- ・環境保全のためのボランティア活動に積極的に参加する

5 推進・点検体制

(1) 推進・点検体制

氷川町地球温暖化対策実行計画に係る温室効果ガスの排出を削減していくためには、各職場が主体的かつ積極的に取り組みを進めるとともに、課長会議等で取り組み状況の課題、新たな取り組みの検討などについて定期的な進行管理を実施していくことが必要です。

推進・点検については、毎年エネルギー使用量等の取りまとめを行い総排出量の増減を把握するとともに、各職場の特徴を活かした温室効果ガス削減の取り組みについて調査を行い計画実行の推進を図ります。

(2) 職員の意識向上の取組

本計画を全庁的に実施していくためには、全職員が環境に関する認識を深めることが重要であり、地球温暖化対策活動についての知識の普及に努めます。

(3) 実施状況の公表

実施状況については、町のホームページや広報紙で公表します。